

ETCコーポレートカード利用約款【新旧対照表】

改正前(令和元年9月30日まで)	改正後(令和元年10月1日以降)
<p>(カードの取扱手数料及び再発行手数料)</p> <p>第11条 契約者は、第6条又は第7条の定めにより、窓口会社から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月にお支払い下さい。</p> <p>2 契約者は、毎年4月1日において窓口会社から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、毎年5月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>3 契約者は、第9条の定めによりカードの再発行を受けるときは、三会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき617円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月に窓口会社にお支払い下さい。</p>	<p>(カードの取扱手数料及び再発行手数料)</p> <p>第11条 契約者は、第6条又は第7条の定めにより、窓口会社から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月にお支払い下さい。</p> <p>2 契約者は、毎年4月1日において窓口会社から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、毎年5月に窓口会社にお支払い下さい。</p> <p>3 契約者は、第9条の定めによりカードの再発行を受けるときは、三会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含みます。)を、当該カードの引渡日の属する月の翌月に窓口会社にお支払い下さい。</p>
<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成30年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成29年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p> <p>4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。</p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款は、令和元年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成30年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p> <p>4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。</p>